

令和 8 年 6 月

市 議 会 定 例 会 議 会 案

山 形 市 議 会

議 会 案 目 次

議 会 案 番 号	件 名
議会案第3号	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

議会案第 3 号

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

山形市議会は、次のとおり、免税軽油制度の継続を求める意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 6 日提出

提出委員会 総務委員会

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置である免税軽油制度が、令和 9 年 3 月末日で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税を免税する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものである。

令和 8 年 4 月から、暫定税率は廃止されたものの、本則課税は継続されることになる。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

} あて

山形市議会